

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年9月7日

【事業年度】 第37期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

【会社名】 日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社

【英訳名】 Hitachi Software Engineering Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表執行役 執行役社長 兼 取締役 小野 功

【本店の所在の場所】 東京都品川区東品川四丁目12番7号

【電話番号】 03(5780)2111（大代表）

【事務連絡者氏名】 C S R 本部広報 I R 部長 河 内 延 泰

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区東品川四丁目12番7号

【電話番号】 03(5780)2111（大代表）

【事務連絡者氏名】 C S R 本部広報 I R 部長 河 内 延 泰

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月22日に提出した第37期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に追加を要する事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

第6 提出会社の株式事務の概要

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1) ~ (5) <省略>

(訂正後)

(1) ~ (5) <省略>

(6) 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

(7) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が株主総会に出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任については、累積投票によらない旨を定款に定めております。

(8) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項各号に定める株主総会の特別決議要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めています。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(9) 剰余金の配当及び自己株式取得の決定機関

当社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議にはようらず、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

(10) 社外取締役との間の責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第24条の規定に基づき、社外取締役宗岡広太郎、寺澤正雄及び西川晃一郎の3氏との間で、会社法第423条第1項に定める株式会社に生じた損害を賠償する責任を限定する契約をそれぞれ締結しております。その内容の概要は、これら社外取締役の責任を会社法第425条第1項各号に掲げる額の合計額を限度とするものであります。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

(訂正前)

<省略>

(注)記載なし

(訂正後)

<省略>

(注) 当会社の株主（実質株主を含む。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以

外の権利を行使することができない旨を定款で定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 株主割当てによる募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(3) 当会社定款に定める権利